平成２３年（フ）第８２９号
福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6311番地３
債務者　熊谷　芳枝（旧姓小嶋）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８８９号
福岡県春日市天神山１丁目135番地プレテ春日201号
債務者　小野　　瞳
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６１号
沖縄県南城市玉城字愛地181番地
債務者　城間　武幸
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５８号
茨城県龍ケ崎市3508番地ウッディパレス根町204号室
債務者　平野　殷伯
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
茨城県牛久市栄町６丁目158番地　一刻館201
債務者　浦本　靖浩
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
茨城県北相馬郡利根町大字布川618番地187
債務者　坂田　英之
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
茨城県龍ケ崎市藤ケ丘６丁目17番地19
債務者　濵田　順子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
茨城県龍ケ崎市長山１丁目３番地13
債務者　菅野　　孝
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
茨城県取手市桜が丘３丁目３番４号
債務者　杉田　浩二
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
茨城県取手市戸頭１丁目２番６―402号
債務者　小嵜　由美
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
千葉県館山市下真倉11番地
債務者　伊東　　輝
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第１２５号
山梨県中央市西花輪2670番地１　シャトー田富105
債務者　望月　千秋
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
山梨県甲斐市篠原58番地11　センチュリーハイツ203号
債務者　黒川　幹子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
山梨県甲府市下積翠寺町91番地
債務者　小林　文子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
長崎県西彼杵郡長与町三根郷55番地44
債務者　尾高眞智子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９号
山形県新庄市大字泉田字泉田302番地
債務者　奥山　直子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第１７号
沖縄県石垣市字真栄里20番地　山田アパート西―１
債務者　松原　　信
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
那覇地方裁判所石垣支部